

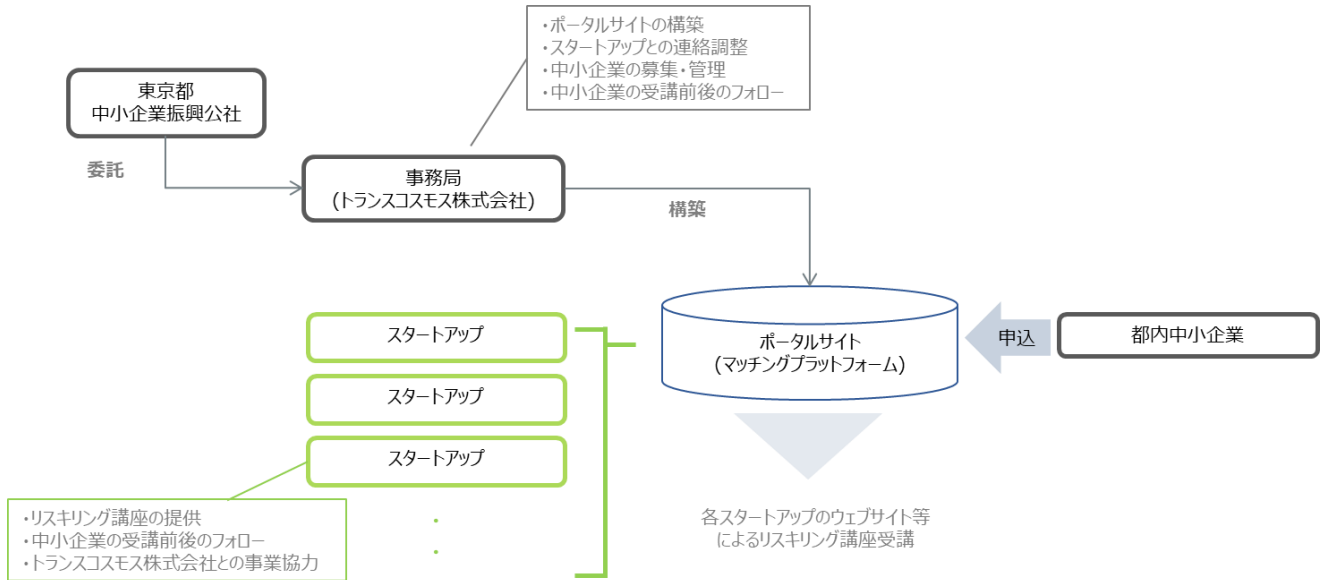
令和8年度スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援業務 スタートアップ募集要項

I 事業概要

1 事業目的

中小企業においては、デジタル化を推進する人材が不足しており、中小企業のデジタル化を推進していくためには、人材育成が喫緊の課題となっています。そこで、リスキリングに知見のあるスタートアップを活用し、デジタル化が進んでいない都内中小企業とのマッチングの機会を創出することで、都内中小企業のデジタル化の更なる推進を図ります。

2 実施スキーム



3 スケジュール (予定)

| 時期 | 内容 |
|-----------------|--|
| 令和8年4月27日～5月13日 | スタートアップの募集期間 |
| 令和8年5月中旬 | 書類審査 |
| 令和8年5月中下旬 | スタートアップの決定 (10社程度) |
| 令和8年5月上旬～6月上旬 | ポータルサイト (マッチングプラットフォーム) の構築 提供する講座の調整 |
| 令和8年6月中旬～ | 中小企業の募集 |
| 令和8年7月上旬～令和8年2月 | 中小企業へのリスキリング支援 |
| 令和9年3月 | 事業とりまとめ |

II 応募資格

①募集開始日時点で創業後 10 年未満又は第二創業後 10 年未満の企業であること

※スタートアップの所在地は問わない（日本国内に限る）

②デジタル化及びDX（DXリテラシー、AI、データ分析、RPA、デジタルマーケティング、IoT、ノーコード、協働ロボット等）をテーマとしたリスクリングメニューを有すること。内容は高度利用ではなく、一般的、汎用的（※1）なものとし、初級～上級でレベルを分けた講座の提供を行うものとする（提供実績のあるリスクリングメニューを想定しているが、本事業に合わせて新たに講座を用意することも可能。なお、応募申請されたメニュー内容に対して、事務局から調整を依頼する場合がある）。

③中小企業へのリスクリング支援期間中（令和 8 年 7 月上旬～令和 9 年 2 月）を通じて、中小企業へリスクリングメニューを提供できること。e-learning 形式を含む場合においては、受講修了後も復習が可能な環境（講義動画の再視聴、教材の閲覧等）を整備するとともに、当該環境の利用に係るアカウント使用料等の費用は受講費用に含めること。なお、その他の実施形態においても、可能な範囲で復習に資する資料等を提供することが望ましい。

④中小企業の従業員・経営者層等へのリスクリングを通じ、デジタル化に関する知識を企業に定着させたいという意欲があること

⑤本事業の目的達成に向け、東京都中小企業振興公社（以下、公社）及びトランスコスモス株式会社（以下、事務局）からの依頼事項を柔軟に対応できる体制（主担当以外に 1 名以上）を有すること

※本事業は、事務局が準備する Learning Management System（以下、LMS）と、スタートアップが提供するリスクリングメニューとを連携して、中小企業に受講してもらうことを想定しています

※1 一般的、汎用的の想定

例 1：担当者が EC サイト構築やバックオフィスの自動化等に向けて事業者（IT ツールベンダー等）に発注ができるようになる、自社の業務活動についてデータを用いた分析を自ら行えるようになる

例 2：デジタル化に関するリテラシー・知見が低い経営者層が会社の経営計画にデジタル化の観点を盛り込めるようになる

例 3：普段、インターネット検索や簡単なワード、エクセル処理を行っている従業員等が IT パスポート、G 検定、データサイエンティスト検定等の取得もしくは同等レベルの知識を身につける

例 4：従業員にロボット技術の基礎知識や操作方法を身につけさせることで、人とロボットが協力して作業を行い、労働力の不足や負担を軽減する

III スタートアップに関する事業内容

1 スタートアップが提供すべきサービス内容

①リスクリング講座の提供

・スタートアップは、本事業に申込を行い承認された中小企業（以下、中小企業）（合計 200 社程度を想定）に対して、デジタル化を促進するリスクリング講座を提供する

- ・リスクリング講座は 20～30 時間程度を 1 講座とし、e-learning（オンデマンド型）、リアルタイム講義型、対面型などの形態を組み合わせる（提供講座数は各社 3 講座、全体で 30 講座を想定、事務局及び公社と協議のうえ選定し、事務局がポータルサイトに掲載します）
 - ・リスクリング講座は、事務局が設定した期日（6 月上旬）までに確定し、講座の詳細情報（カリキュラム詳細および開催スケジュールを含む）を所定のフォーマットで事務局へ提供する
※提供する講座の内容確定後は、支援期間終了まで内容変更が発生することのないよう予め調整すること（提供講座で使用するツールのバージョン変更に伴う資料の差し替え等は妨げないものとする）
 - ・提供する講座は全て自社で作成され、自社で著作権を有するものであること
 - ・提供講座の内容について、中小企業の募集前（6 月中旬）までに事務局へ説明会を行う
 - ・受講開始前に受講者とやり取り（受講計画の策定・面談など）を行う場合は、講座情報に含めて必ず明示する
 - ・既存の環境を使用するにあたり、本事業に関係のない誤解を招くような記載や誘導等は削除、訂正もしくは本事業専用環境の用意を行うこと
 - ・受講者データ登録時等、作業ミス防止策を予め講じた上で細心の注意を払って対応すること
 - ・受講者に提供する LMS 等のシステムについては、以下のセキュリティに関する要件を満たす
- ①国内法以外の法令が適用されるリスクを避けるため、データセンターが日本国内に設置又は国内法に準拠したものが利用されていること。ただし、データを保管するサーバ又は記憶装置が、日本国内に設置されたデータセンターで運用されること。並びに、管轄裁判所が国内の裁判所であること。
 - ②暗号方式は電子政府推奨暗号リストに記載された方式を利用すること。
 - ③インターネット上の通信が暗号化されていること。
 - ④サービスを通じて登録し保存されたクラウド上の個人情報やパスワード等セキュリティレベルの高いデータについて暗号化されていること。
 - ⑤クラウド上のデータに対して、他のサービス利用者からのアクセスができないこと。（機密性が確保されていること。）
 - ⑥情報漏洩事案発生時の対応についての手順が整備されていること。
 - ⑦クラウド上のデータは、日本国内のデータセンターでのみ保存されること。ただし、本事業終了後、ログを含むクラウド上の全てのデータを削除すること。
- ②中小企業の受講前後のフォロー
事務局より依頼があった場合、以下のことを実施すること
 - ・中小企業の講座選定、課題特定などの事前面談を行うこと
 - ・受講後の知識定着、実務での活用を目的とした面談等を行うこと
 - ③中小企業の受講中のフォロー

事務局と協力し、以下のことを実施すること

- ・受講者が途中で受講を中止しないよう迅速な質疑応答、受講フォロー、進捗管理を行うこと
- ・中小企業へ最新且つ適切な進捗データを提供するため、講座提供開始後、事務局が関与できない環境で講座提供を行う場合、自社の全受講者進捗データを事務局へ毎週提出を行うこと

④ 公社、事務局との事業協力

- ・上記のいずれの活動も事務局と協力して行うとともに、中小企業のデジタル化が進むよう、公社、事務局と意見交換を行いながら事業改善に協力すること

2 中小企業に提供したリスクリングメニュー費用の支払方法

本事業実施に当たって中小企業が利用したリスクリングメニュー費用は事務局からスタートアップへ支払いを行います（中小企業1社あたり上限100万円（税込））。なお、中小企業の講座受講実績に応じて支払いを行うため、受講の申込みが無い場合は費用の支払いは行いません。また、中小企業1社あたり上限額100万円を超えないよう、事務局にて調整いたします。

支払いについては受講者の講座受講の修了を確認した後に支払いを行います。なお、実績に応じた按分による支払額の減額は行いません。

また受講開始後、受講期間内に中小企業が受講を中止した場合、講座の受講開始が確認できない場合は、本事業に係る支払いは行いません。なお、提供企業においては利用者登録や登録作業等が発生した場合においても、受講進捗が確認できない場合には支払い対象外となる場合があります。

IV 応募方法

本事業のウェブサイト（URL）の申請フォームより必須項目を回答してください。

【応募締切】令和8年5月13日（水） 17時00分

フォームでの応募完了後、応募完了メールが自動返信され応募企業担当者に届きます。

翌営業日終了時間までに受信完了メールが届かない場合は事務局あてに電話でご連絡ください。

※「迷惑メールフォルダ」や「削除フォルダ」の中に入っていないか、一度お確かめください。

V スタートアップ選定方法

選定にあたっては、以下の基準に則り選考（書類選考）を実施します。

- ① 応募資格に適合しているか（応募要件をすべて満たしているか）
- ② 本事業に参加する目的や期待する成果が具体的であるか
- ③ 中小企業のデジタル化を推進できるノウハウを有するか

※審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

VI 契約書及び覚書の締結

事業実施期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとなります。スタートアップの決定後、事務局とスタートアップで速やかに契約書を締結し、事業を行います。また、リスクリングメニューの支払にあたっては、事務局とスタートアップによる覚書を締結いたします。

VII 留意事項

- ① 応募企業が以下に該当する場合、選考対象外とさせていただきますのでご了承ください。
 - ・法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
 - ・暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
 - ・民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業参加にあたって不確実な状況が存在していると判断される場合
 - ・応募内容に不備がある場合
 - ・応募に際し虚偽の情報を記載し、その他公社及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・申込に対して公社が決定を通知した日において、東京都から指名停止等の措置を受けている
 - ・申込に対して公社が決定を通知した日から、原則として過去3ヶ月の間に公社との契約における契約違反がある
- ② 応募にあたりご提供いただく個人情報を含む応募情報は、公社及び事務局にて、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。応募情報を事前の承認なく公社及び事務局以外の第三者に提供することはありません。選考経過・選考結果等に関する問い合わせには応じられません。
- ③ 本事業の実施継続が不適切であると公社が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- ④ 本事業への参加費用は無料です。
- ⑤ 中小企業の募集に関しては、ウェブ広告、チラシ配布等による周知及び公募を予定しており、合計200社程度の受講を想定しています。
- ⑥ 本事業に選ばれたスタートアップの提供する講座を、中小企業が必ず利用することを担保するものではありません。
- ⑦ 受講者に対し、特定のシステム・ツールの導入を斡旋するような営業行為（メールマガジン配信等）は禁止とします。
- ⑧ 本事業を通して知り得た内容を、事務局による事前の承認なく他の用途に使用することは禁止としております。また、契約終了後も同様とします。
- ⑨ 本事業で取得した受講者データや企業情報等は本事業終了時に全て廃棄いただきます。
- ⑩ 本事業では広報や記録を目的とした事業内容の撮影を実施し、本事業ウェブサイト等で公開する可能性がございます。

VIII お問い合わせ先

事務局（トランスコスモス株式会社）

TEL：03-6632-9959

メール：kosha_reskillinghelp@transcosmos.com

受付時間：平日 9:00～17:00 まで（土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除く）

※本事業は東京都中小企業振興公社よりトランスコスモス株式会社が受託し運営しています。

= 申込者情報のお取り扱いについて =

1. 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します

(2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります

上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください

2. 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります）

(1) 目的

ア 本事業事務局から行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

上記(1)目的のイを辞退される方は、事務局までご連絡ください

・個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。